

広島県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年五月十四日までの間、縦覧に供する。

令和三年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

浜田仁保線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸郡府中町桃山二丁目五三二番六地先から 安芸郡府中町青崎中五六六五番六地先まで	二九・〇〇〇	一八・〇〇〇	二二・〇〇〇	四〇六・二〇〇	
	二二・〇〇〇	一八・〇〇〇	二二・〇〇〇	四〇六・二〇〇	拡張